

■令和6年度第1回柳井市地域公共交通協議会 議事録

日 時：令和6年5月7日（火）10：30～11：40

場 所：柳井市役所3階大会議室

出席者：井原健太郎、宮本裕、藤井崇、河村良太郎、末廣和孝、新宅賢悟、切戸泰、河野隆大
重村仁志、椋木則光、山近俊爾、崎原孝就、守田達夫、沖永佳則、田中一美、児玉良弘
井上重久、堀内洋、榊原弘之、館昭憲、尾上真弓、三浦正明

欠席者：山口亮、岡原文隆、中岡浩太、笹木徹信、鈴木進

事務局：酒井正樹（商工観光課長）、石川義之（商工観光課長補佐）、地久里真人（商工観光課主査）
山縣孝司（商工観光課主査）

1 開会あいさつ

会長 柳井市地域公共交通会議から柳井市地域公共交通協議会(法定協議会)へ移行して初めての会議となるが、協議会の最大の目的及び役割は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（地域公共交通活性化再生法）」に基づき、バスやタクシーだけでなく、鉄道、旅客船等、全ての交通モードを対象とした柳井市における地域公共交通計画を策定し、それを実施していくことである。

現行の柳井市地域公共交通網形成計画は今年度が最終年度であり、新たに「柳井市地域公共交通計画」を策定することについて、引き続きお力添えを賜りたい。

その「柳井市地域公共交通計画」を策定するうえで、いわゆる2024年問題等、公共交通サービス事業者が抱える問題や、高齢化や人口減少等、サービスを利用する側の問題の実態を共有し、議論を深め、地域住民の関わり方も含めた公共交通サービスの提供体制を確立したいと考えている。

現状では、予約制乗合タクシー事業や、福祉施策でもある高齢者お出かけサポート事業において、タクシー、路線バス及び旅客船事業者様に変なご協力を得て、公共交通サービスを提供することができているが、今後、柳井市としては、利便性・持続可能性・生産性の高い公共交通サービスの確立に向け、積極的かつ大胆に施策を進めたいと考えている。

(出席状況報告)

事務局 委員数27名のうち、出席者22名、委任状提出者5名、本協議会規約第7条第2項の規定により、本会議は成立していることを報告

2 副会長及び監事の選任について（報告）

事務局 本協議会規約第5条により、副会長に宮本委員（柳井市副市長）と榊原委員（山口大学大学院創成科学研究科教授）、監事に切戸委員（平郡航路有限会社常務取締役）と沖永委員（余田地区社会福祉協議会長）を会長が指名し、決定したことを報告

(議長選出)

事務局 本協議会規約第7条第3項により、出席委員の中から榊原副会長を推薦し、了承

3 議題

(1) 令和6年度事業計画案について 「ア 柳井市地域公共交通計画の策定について」

事務局 資料1について事務局が説明

委員A 新計画を策定するために、現計画を評価する必要があると考えるが、現計画の中で良好な事業はあるか。

議長 現計画の主な事業の進捗、達成状況を説明されたい。

事務局 現計画を策定した際の大きな目標として、「新たな交通システムの導入」があり、大畠、伊陸、阿月地区に予約制乗合タクシーを導入したことは、一定程度の目標を達成できたと考えている。しかし、まだ解消できていない課題も多くあるため、それらの対策について新計画に反映しようと考えている。

議長 これから新計画を策定するに当たり、現計画の統括的な評価は必要である。そのうえで顕在化してきた問題への対策を新計画に反映させていくことになる。

委員B 新計画を策定するに当たり業務を委託することについて、それは今回が初めてか。

事務局 今回が初めてではなく、現計画を策定した際も業務委託をし、専門的な知見と技術を有したコンサルタントから支援を受けている。

議長 次の議題にも関わるが、このような法改正により策定するマスタープランは国の補助制度と連動していることもあり、計画を策定することは重要である。

コロナ禍により公共交通業界は大打撃を受け、運転手不足が深刻となっている状況の中で、柳井市のまちづくりに公共交通をどう活用していくかを考える必要がある。

また、県内他市の地域公共交通計画をみると鉄道の重要性が増してきたと感じている。柳井市の新計画においても山陽本線の利用方法について考察する必要がある。

さらに、運転手不足対策として、より効率の良い体制を作るために国の支援プログラムを活用することや、地域の病院等の送迎車両や運転手を地域公共交通に活用する等、より大きな枠組みの中で様々な可能性を検討する必要があると考えている。

議長 この議題について承認してほしいか。

委員 (異議なし)

議長 承認とする

(1) 令和6年度事業計画案について 「イ 柳井市地域公共交通網形成計画の変更について」

議長 この議題については先程も申し上げたが、計画の策定と国の補助制度が連動しているため、その対応であると理解している。

事務局 資料2について事務局が説明

※資料2の記載内容について、3名の委員が誤記載を指摘する。

事務局が対象箇所について、口頭にて修正を行う。

委員C 法改正により、予約制乗合タクシー事業に係る国庫補助基準と市の補助基準に変更はないと理解してよいか。

事務局 お見込みのとおり。
議長 この議題について承認してよろしいか。
委員 (異議なし)
議長 承認とする

(2) 令和6年度事業予算案について

事務局 資料3について事務局が説明
委員D 収入の部に地域公共交通確保維持改善事業費補助金 4,133,000 円が計上され、支出の部には 4,130,000 円で計上されている。この補助金については、収入も支出も同額で計上すべきではないか。
事務局 認識不足により、差額の 3,000 円分は需用費に 2,000 円及び通信運搬費に 1,000 円を含めて計上している。したがって、支出の部、事業費、フィーダー系統運行事業補助金 4130,000 円を 4,133,000 円に、需用費 137,000 円を 135,000 円に、通信運搬費 120,000 円を 119,000 円に修正し、ご審議をお願いします。
議長 一部金額の修正をお願いし、この予算案について承認してよろしいか。
委員 (異議なし)
議長 承認とする

4 その他

議長 以上で全ての議事を終了したが、その他質問等はないか。
委員E 計画を策定するに当たり、業務委託するコンサルタントと協議会とはどのような関係で運営していくのか。
事務局 以前からの課題や顕在化してきた課題について、専門的な知見を有したコンサルタントの支援を受けながら、この協議会が主体となって課題解決に向けた計画を策定することになる。
議長 先程スケジュールについて事務局が説明したが、結構タイトなスケジュールであるため、プロポーザルにより委託業者を決定したら、速やかに協議会を開催できるように調整を進めていただきたい。

議事を終了

閉会